



区長	副区長	作成
	山下 諸岡	 後藤

## 令和 7 年度 藤宮自治区総会・総代会 議事録

日 時 令和 8 年 3 月 8 日 (日)

午前 9 時 00 から午前 10 時 45 分

場 所 〒470-0431 愛知県豊田市西中山町榎前 7 7-9

藤宮ファミリーホール 集会室

### ◇令和 7 年度 総会・総代会の実施について

令和 7 年度 藤宮自治区総会・総代会における議決対象者には、事前に書面表決票にて記名・捺印し、令和 8 年 3 月 07 (土) 12 時 00 分までに提出していただくことで、議決権を行使することができる。

2 月 21 日付で総会・総代会議決対象者には総会要項を配付した。

新旧五役および議長・議事録署名人にて書面表決票の確認を行い、各議案の採決を実施した。

### ◇総会・総代会の開催及び表決の根拠 (規約抜粋)

第 1 9 条 総会は、区民をもって構成する。ただし、第 2 5 条第 2 項各号に規定する議案を除く事項に関しては、原則、別に定める構成員で構成した総代会で開催することができるものとし、開催する場合においては、その他の区民の出席を拒むことはできない。

2 前項で定める総代会においては、総代会の構成員に対し区民の過半数から委任状を得たときに開催できるものとする。

第 2 4 条 総会は、区民の半数以上の出席がなければ開会することができない。

2 次条第 2 項各号に規定する議案を除く事項に関しては、世帯数の半数以上の出席があれば開くことができる。また、第 1 9 条ただし書きで定める総代会においては、その構成員の半数以上の出席があれば開くことができる。

第 2 5 条 区民は、総会において各々 1 個の表決権を有する。

2 次の各号を除き、区民の表決権は世帯で 1 個とする。

- (1) 規約改正に関する事
- (2) 財産の処分に関する事
- (3) 解散に関する事

第 2 6 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定の場合における第 2 4 条及び次項の規定の適用については、その区民は出

席したものとみなす。

- 3 総会の議事は、この規定に定めるもののほか出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

※上記、藤宮自治区規約の規定により、令和7年度は、構成員（組長、副組長、次期副組長、部会長等並びに役員）で構成した「総代会」として開催する。

※事前に案内した書面評決票を基にして、総代会の成立及び議案承認の確認を行うこととする。

自治区総世帯数 913 世帯            委任状提出世帯数 762 世帯  
総代会構成員数 104 世帯(名) **書面表決票対象者数 76 世帯 (名)**  
総代会構成員出席者数 28 世帯(名)  
合計 866 世帯の委任により「総代会」の開催が成立した。

#### 議事の内容

- (1) 『豊田市民の誓い』唱和
- (2) 総会成立の確認
- (3) 令和7年度 お亡くなりになられた（総会要項参照）  
10名の区民の方々へご冥福を祈り黙祷

- (4) 自治区長あいさつ……………小川和成区長

昨年4月に新区長として就任したものの、大役に不安を抱きながら試行錯誤の毎日でありました。1年というのは長いようであるという間に過ぎ去った感じがしているところであり、ここまで大きな問題もなく本日の総会を迎えられたことは、ひとえに役員や委員の皆様方のご理解、ご協力を得られたおかげと思っております。

この場をお借りして感謝するとともに厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

本自治区におきましては、新規造成による宅地開発が進行する中、令和8年度は自治区世帯数も1,015世帯として市へ報告をする状況となってきました。

若い世帯が増えてくる一方、高齢化世帯数も加速的に増加してきており、これまでの自治区運営では困難極まりない新たな課題を解決していくため、令和6年度に「運営組織見直し検討委員会」を立ち上げ、令和7年度にその素案となる骨子を立案し、現在委員会を中心に審議検討を継続しております。施行までには皆様の協力が不可欠でありますことから、今後とも審議検討の継続をお願いしていくところとなります。

本日の総会では、藤宮自治区における1年間の取り組みをご報告させていただくと共に引き続き皆様方のご支援が得られるよう、ご理解を深めていただく場と考えています。十分ご審議い

ただいた上で承認を賜りたく、皆様のご協力をお願いいたします。

(5) 令和7年度 新入居者(25世帯)の紹介……………(総会要項で確認)

(6) 議長選出及び議事録署名者選出

議長(書面表決票で確認) ……上9組:宮崎理香様

議事録署名者(議長選任) ……子ども会会長:山下いつみ様

サポート委員会委員長 :竹内秀樹様

(7) 議案審議(別紙参照)

(第1号議案) 令和7年度事業報告……………諸岡正司副区長

質疑応答:質問、意見なし

**書面表決結果:賛成76票、出席者の拍手多数により承認**

(第2号議案) 令和7年度一般会計報告……………島田匡悦一般会計

(第2号議案) 令和7年度特別会計報告……………井川嗣朗特別会計

(第2号議案) 令和7年度会計監査報告……………岡庭孝臣会計監査

質疑応答:質問、意見なし

**書面表決結果:賛成票76票、出席者の絶対多数の挙手により承認**

(第3号議案) 藤宮自治区運営組織見直し素案の継続審議……………諸岡正司副区長

質疑応答:質問、意見なし

**書面表決結果:賛成票76票、出席者の絶対多数の挙手により承認**

質疑応答:質問、意見なし

(第4号議案) 令和8年度事業計画(案)……………山下修一副区長

質疑応答:質問、意見なし

**書面表決結果:賛成票76票、出席者の絶対多数の挙手により承認**

(第5号議案) 令和8年度一般・特別会計予算(案)……………山下修一副区長

質疑応答:特別会計予算の歳入の部において、新入居者協力金歳入予定の費目がなく、予算計上の詳細が分かりづらい。一部費目構成を見直してもらいたい。

**書面表決結果:賛成票76票、出席者の絶対多数の挙手により承認**

(第6号議案) 令和8年度委員の承認……………山下修一副区長

質疑応答:質問、意見なし

**書面表決結果:賛成票76票、出席者の絶対多数の挙手により承認**

(8) 新役員代表あいさつ……………鴨田正敏新副区長

(9) 委員会・部会等について……………山下修一副区長

令和7年度 藤宮自治区総会・総代会が無事終了したことを報告させていただきます。

上記、総会・総代会の記録を記載し、相違ないことを証明する為、  
ここに署名する。

令和7年3月9日

議長

宮崎 理香



議事録署名者

竹内 秀樹



議事録署名者

山下 いづみ

